

飲酒運転等に対する行政処分の強化

～平成21年6月1日施行～

主な強化の内容

免許を取り消された場合の免許を受けることのできない期間(欠格期間)の最長が

5年間から **10年間**に引き上げられました。

飲酒運転やひき逃げ等の点数が引き上げられました。

酒酔い運転	25点	35点
酒気帯び運転(0.25以上)(注1)	13点	25点
(0.25未満)(注2)	6点	13点
ひき逃げ(救護義務違反)	23点	35点

飲酒運転の行政処分の例

行政処分の前歴がなく、他に違反がない場合

飲酒運転	さらに交通事故を起こすと(注3)	さらにひき逃げをすると
酒酔い運転 取消(欠格期間) 2年 3年	死亡事故 取消(欠格期間) 5年 7年	取消(欠格期間) 5年 10年
酒気帯び運転 (0.25以上)(注1) 停止期間90日 取消(欠格期間) 2年	死亡事故 取消(欠格期間) 2年 5年	取消(欠格期間) 5年 10年
酒気帯び運転 (0.25未満)(注2) 停止期間 30日 90日	2週間のけがを負わせた 停止期間60日 取消(欠格期間) 1年	取消(欠格期間) 2年 6年

注1)呼気1リットルにつき、0.25mg以上のアルコールを身体に保有する状態

注2)呼気1リットルにつき、0.15mg以上0.25mg未満のアルコールを身体に保有する状態

注3)専ら違反者の不注意によって起こした場合